

2009年度の税制改正前までは、原則としてどの国の子会社の利益に対しても日本の税率で課税されてきました。例えば、日本の実効税率が40%、外国子会社の税負担率が10%とする、外国子会社の利益が日本の親会社に配当として支払われたときに、税率差の30%が日本で課税されるという具合です。

この差額課税方式は、投資先国の税負担率が日本企業の投資先決定に対して影響を与えるべきではないという考え方によるものと説明されています。

ところが実際には、この日本での差額課税を避けるために、外国の子会社は日本の親会社に配当を支払わず、多くの利益が日本に還流しないという事態が生じ

海外子会社の配当非課税

知っておこう 国際税務 ⑧

利益配分戦略が税金左右

たのです。経済産業省によると、日本企業の海外留保利益は毎年2兆円から3兆円、残高ベースで約20兆円にのぼると試算されています。

これらの利益を日本に還流させ、その資金で研究開発や雇用を促進することを目的として、09年度の税制

従来はどの国で稼いだ利益でも日本の親会社に配当をすれば、日本の税率で課税されていきましたので、どの国にいくらの利益を配分するかにかかわらず、グループ全体の税負担率は日本の税率に収れんする仕組みでした。

しかし、配当非課税方式

下では、税率の低い国に多くの所得を配分すれば、多くの機能を果たしている国により多くの利益を配分する」という原則です。

本から所得を移転すればグループの税負担を軽減でき

「より多」でいるような場合には、日本の親会社が合算をする必要はありません(適用除外)。

また、独立企業間原則に従って海外の子会社に配分された利益で

ただし、事業を営んでいる場合でも配当・利子などの逃げ足の速い所得(資産性所得)がある場合には、その所得については日本で合算課税されるといしくみになっています。

も、現地での税負担率が20%以下などの

改正で、この差額課税方式が廃止され、海外子会社からの配当の95%が非課税とされました。

親会社	←	外国子会社
配当 80		
税引き前利益 100		
法人税 20		
税引き後利益 80		
配当の95%非課税		
$80 \times (100 - 95\%) \times 40\%$		
$= 1.6$		
	新税率	旧税率
現地での課税	20	20
日本での課税	1.6	20
全体での税負担率	21.6%	40%

るかという一定の条件にあてはまるものと、それほど日本親会社で合算話単純ではしななければならないというありません。外国子会社合算税制もあり国と国との間です。

外国子会社合算税制は海外の利益の配分は、独立企業間原則に従って税回避を防止することを目的としています。したがって、海外の子会社の税負担率(移転率)が20%以下の場合でも、その子会社が租税回避とは(村田租税政策研究所 公認会計士・須藤一郎)